

## 議第34号

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例の制定について

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例

京都市蓄積指定基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

西堀徳三郎基金	慈恵に係る費用	大正7年5月27日から 100年間	円 100	を
大久保安兵衛基金	公債特別償還資金	昭和11年11月8日から 300年間	10,000	
大久保安兵衛基金	公債特別償還資金	昭和11年11月8日から 300年間	円 10,000	に

改める。

附 則

この条例は、平成30年5月27日から施行する。

提案理由

西堀徳三郎基金を慈恵に係る費用に充てることに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。